

2023年02月24日

ご入居者様・ご入所者様・ご家族様 各位

社会福祉法人 福岡愛心の丘
理事長 檜田邦子

3月からの面会制限緩和について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する行動制限は現在福岡県内においては課されてお
りませんが、当法人の入所系サービス（特養、ケアハウス、グループホーム）において
は面会をご入居者様・ご入所者様お一人につき、月4回までとし、継続して参りました。

5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の取り扱いが2類から5類に変更さ
れる事が政府の方針として決定しております。それに伴い、当法人でも3月1日からの
面会制限を一部緩和させていただきます。

◆面会について

※【お願い】下記に一つでも該当する方は面会禁止とさせていただきます

- ・過去10日間以内に感染者、感染者の濃厚接触者と接触した方
- ・過去10日間以内に発熱、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常などみられた方

◆面会に来られるときは

- ・前日16時までにお電話で希望日時を、必ず事前予約して下さい
 - ・一度の来園は少人数で(3名迄)お願いします。中学生以下のマスクのできないお子様はご遠慮下さい
 - ・受付で、アルコール消毒、検温、不織布マスク着用をお願いします
 - ・面会中はマスクを外したり、ずらしたりせず、鼻までマスクで覆って下さい
 - ・職員が立ち会いをさせていただきます
 - ・短時間の面会(15分以内)をお願いします
 - ・面会中の飲食は禁止です。
 - ・差し入れは消毒可能な完全包装の物をお願いします。カット済みの果物や手作りの食べ物は衛生管理上受け付けできません。
- ※帰り際に握手等の触れ合いをしていただいても構いません。

※ご入居者様が体調不良の場合や、職員の勤務状況、ユニット内の感染状況によっては、急きょ中止させて頂く場合もございます

オンライン面会(10時~16時)もご用意しております。ご利用ください/要予約

※今後の感染拡大の状況によりましては、再度面会を中止させて頂く場合もございます。何卒、御理解と御協力をお願い致します。

参考資料：令和5年2月7日に全国老人福祉施設協議会会長から、厚生労働大臣宛に提出された意見書の抜粋

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けについては、厚生科学審議会感染症部会の取りまとめ（令和5年1月27日）において、「ハイリスク者を守るため、高齢者施設等における感染拡大を防ぐことができるよう、地域の支援も得つつ、感染対策に取り組むべきである」と示されるなど、高齢者施設等の実態を踏まえた重要な指摘がされていることについて評価いたします。しかしながら今回の見直しは、個人の判断に委ねることを基本とする一般の感染対策と、ハイリスク者を守るための高齢者施設等の感染対策に大きな違いが出てくると考えられることから、見直しするのであれば是非ともご配慮いただきたい点を別紙のとおり申し上げます。

1. 感染予防について：高齢者施設等では感染予防を徹底して、職員の規制・利用者への規制を徹底していてもクラスターが発生してしまい、死亡者が出ているのが現状です。2類相当から5類になれば、規制・制限は緩和されることになり、必然的に感染拡大のリスクが高まります。仮に法的根拠がなくなったとしても、必要な感染対策が講じられるよう以下のとおり適切な対応をお願いいたします。

◎マスク

- ・ レッドゾーンの対応では、N95 マスクを使用するなど、厳重な対応をしなければ、容易に施設クラスターが発生することを多くの高齢者施設等が体験しています。
- ・ 現在も国及び都道府県・市町村が啓発していますが、マスクは「感染しないため」ではなく「感染させないため」のものであることの認識が浸透しているとはいえない状況です。2類相当から5類への移行によって一般社会と高齢者施設等とでマスクに関する意識に著しい格差が生ずるおそれがあるため、これまで以上に強力な啓発が必要です。

2. その他

一般社会において各種制限が大きく緩和されるにも関わらず、高齢者施設等ではこれまでどおりの感染防止策を求めることになれば、現場職員の疲弊感による離職の増加や、今まで以上に人材確保が困難になることが危惧されます。

◎風評被害への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症が流行する以前、高齢者施設等でインフルエンザに罹患しなくなった方がいると、新聞・テレビのニュース等によって、あたかも高齢者施設等の過失のような報道が行われ、マスコミ対応していた施設があったと記憶しています。新型コロナウイルス感染症においても、入所施設のクラスターで感染した入居者の遺族が訴訟している話も耳にします。
- ・ 高齢者施設等や医療機関が、感染症まん延防止に努めなければならないのは当然の事ではありますが、そういった場所でも防ぎようのないものでもあるといった、社会的な許容が広がるような政府の指針、特にマスコミ報道への指針等を策定していただくことによって、高齢者施設等及び従事する職員に対する風評被害が生ずることのないよう特段のご配慮をお願いいたします。

※今後とも当法人の感染対策にご理解・ご協力を賜ります様、よろしく願い申し上げます。